

母船式捕鯨業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部国際課捕鯨室までご連絡下さい。

電話番号:03-3502-2443(直通)

FAX番号:03-3504-2649

(令和6年1月1日現在)

許可番号	船名	総トン数	操業区域
1-1	日新丸	8145	下記参照
1-2	勇新丸	724	下記参照
1-3	第二勇新丸	747	下記参照
1-4	第三勇新丸	742	下記参照

操業区域

1. いわしくじら

我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。以下「排他的経済水域等」という。)のうち、北緯35度の線以北の太平洋の水域(オホーツク海及び日本海の水域を除く。)

2. にたりくじら

次の一から四までに掲げる水域

- 一 排他的経済水域等のうち、北緯43度東経145度1分28秒の点正東の線及び陸岸から成る線以東の水域
- 二 排他的経済水域等のうち、北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線及び陸岸から成る線以東の水域
- 三 排他的経済水域等のうち、北緯35度1分47秒東経140度の点、北緯34度東経140度の点、北緯34度東経137度の点、北緯33度東経137度の点、北緯33度東経134度の点、北緯32度東経134度の点、北緯32度東経132度の点、北緯27度東経132度の点及び北緯27度東経130度の点の各点を順次に直線により結んだ線及び陸岸から成る線以東の水域
- 四 排他的経済水域等のうち、北緯27度東経130度の点正南の線及び陸岸から成る線以東の水域

3. みんくじら

次の一及び二に掲げる水域

- 一 排他的経済水域等のうち、北緯35度の線以北の太平洋の水域(オホーツク海及び日本海の水域並びに最大高潮時海岸線から10海里以内の水域を除く。)
- 二 排他的経済水域等のうち、オホーツク海の水域